

「ラップ信託」の約款改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

「ラップ信託」のサービス拡充等に伴い、ラップ信託約款を以下のように改定いたします。

◆2018年3月の改定

- ・ 減額の取扱い金額を「100万円以上」から「1万円以上」へ変更
- ・ 最低契約金額を「5,000万円」から「3,000万円」へ引下げ

◆2018年4月の改定

- ・ 個別運用商品の追加（3本）
- ・ ラップ信託約款（遺言代用信託約款）の文言訂正

◆2018年7月の改定

- ・ 投資一任契約約款における個別運用商品一覧表の削除ほか、各約款の文言訂正

ラップ信託約款 新旧対照表

2018 年 3 月 26 日改定

（下線部変更）

新	旧
ラップ信託約款（遺言代用信託約款）	
第 3 条（信託金額の定め） 当初信託金の額は、当初委託者が前条第 1 項第 1 号に定める申込みにおいて受託者に対し明示した額をいい、<u>3,000 万円</u>（以下、「最低信託金額」といいます。）以上の金額とします。 第 25 条（委託者による解約等） 1. 委託者は、受託者の事前の承諾が得られた場合には、本信託契約の全部または一部を解約することができるものとします。ただし、投資一任契約にて解約が認められていない期間に、投資一任契約の解約を伴う本信託契約の全部または一部の解約はできないものとします。また、投資一任契約の契約金額が <u>3,000 万円</u>を下回ることとなる投資一任契約の一部の解約を伴う場合には、本信託契約の一部の解約を行うことはできないものとします。 2.～5.（省略）	第 3 条（信託金額の定め） 当初信託金の額は、当初委託者が前条第 1 項第 1 号に定める申込みにおいて受託者に対し明示した額をいい、<u>5,000 万円</u>（以下、「最低信託金額」といいます。）以上の金額とします。 第 25 条（委託者による解約等） 1. 委託者は、受託者の事前の承諾が得られた場合には、本信託契約の全部または一部を解約することができるものとします。ただし、投資一任契約にて解約が認められていない期間に、投資一任契約の解約を伴う本信託契約の全部または一部の解約はできないものとします。また、投資一任契約の契約金額が <u>5,000 万円</u>を下回ることとなる投資一任契約の一部の解約を伴う場合には、本信託契約の一部の解約を行うことはできないものとします。 2.～5.（省略）
損失の危険に関する事項	
4. 本信託に係る重要事項 当初信託金の額は <u>3,000 万円</u>以上の金額とします。また、投資一任契約の契約金額が <u>3,000 万円</u>を下回ることとなる本信託契約の一部解約はできないものとします。 （以下、省略）	4. 本信託に係る重要事項 当初信託金の額は <u>5,000 万円</u>以上の金額とします。また、投資一任契約の契約金額が <u>5,000 万円</u>を下回ることとなる本信託契約の一部解約はできないものとします。 （以下、省略）
野村 SMA（エグゼクティブ・ラップ）投資一任契約約款	
第 10 条（投資計画の変更） 1. （省略）	第 10 条（投資計画の変更） 1. （省略）

新	旧
① (省略) ② 契約金額の減額 (但し、1 回当たり <u>1 万円</u> 以上 1 万円単位のものに限ります。以下、「減額」といいます) ③～⑥ (省略) 2.～9. (省略) 10. 減額を行った後の契約金額は、 <u>3,000 万円</u> を下回ってはならないものとします。 11.～12. (省略)	① (省略) ② 契約金額の減額 (但し、1 回当たり <u>100 万円</u> 以上 1 万円単位のものに限ります。以下、「減額」といいます) ③～⑥ (省略) 2.～9. (省略) 10. 減額を行った後の契約金額は、 <u>5,000 万円</u> を下回ってはならないものとします。 11.～12. (省略)
停止条件付野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 投資一任契約約款	
第 10 条 (投資計画の変更) 1. (省略) ① (省略) ② 契約金額の減額 (但し、1 回当たり <u>1 万円</u> 以上 1 万円単位のものに限ります。以下、「減額」といいます) ③～⑥ (省略) 2.～9. (省略) 10. 減額を行った後の契約金額は、 <u>3,000 万円</u> を下回ってはならないものとします。 11.～12. (省略)	第 10 条 (投資計画の変更) 1. (省略) ① (省略) ② 契約金額の減額 (但し、1 回当たり <u>100 万円</u> 以上 1 万円単位のものに限ります。以下、「減額」といいます) ③～⑥ (省略) 2.～9. (省略) 10. 減額を行った後の契約金額は、 <u>5,000 万円</u> を下回ってはならないものとします。 11.～12. (省略)

2018 年 4 月 16 日改定

(下線部変更)

新	旧							
ラップ信託約款 (遺言代用信託約款)								
第 26 条 (受託者からの解約等) 1. (省略) ①～⑤ (省略) ⑥ 第二受益者が存在しない場合 (第二受益者が死亡し、または受託者の事前の承諾を得て当初委託者が第二受益者の指定を解除し、かつ、その後新たに受益者となるべき者の指定がなされていない場合をいいます。以下同じ。)において、当初委託者が、第 6 条第 6 項ただし書きの定めに従い、新たに受益者となるべき者の指定を受託者所定の期日までに行なわなかった場合。なお、本号に基づき解約され終了した本信託の受益権は、第一受益者に帰属するものとします。 ⑦～⑩ (省略) 2.～4. (省略)	第 26 条 (受託者からの解約等) 1. (省略) ①～⑤ (省略) ⑥ 第二受益者が存在しない場合 (第二受益者が死亡し、または受託者の事前の承諾を得て当初委託者が第二受益者の指定を解除し、かつ、その後新たに受益者となるべき者の指定がなされていない場合をいいます。第 3 項第 2 号において同じ。)において、当初委託者が、第 6 条第 6 項ただし書きの定めに従い、新たに受益者となるべき者の指定を受託者所定の期日までに行なわなかった場合。なお、本号に基づき解約され終了した本信託の受益権は、第一受益者に帰属するものとします。 ⑦～⑩ (省略) 2.～4. (省略)							
野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 投資一任契約約款及び 停止条件付野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 投資一任契約約款								
第 6 条 (投資の方法及び取引の種類) 1.～6. (省略) <個別運用商品の名称、主な投資対象> 【追加】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>個別運用商品の名称</th><th>主な投資対象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド A コース限定為替ヘッジ (野村 SMA・EW 向け)</td><td>外国株式 (ヘッジあり)</td></tr> <tr> <td>ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド B コース為替ヘッジなし (野村 SMA・EW 向け)</td><td rowspan="2">外国株式 (ヘッジなし)</td></tr> <tr> <td>キャピタル世界株式ファンド NF</td></tr> </tbody> </table>		個別運用商品の名称	主な投資対象	ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド A コース限定為替ヘッジ (野村 SMA・EW 向け)	外国株式 (ヘッジあり)	ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド B コース為替ヘッジなし (野村 SMA・EW 向け)	外国株式 (ヘッジなし)	キャピタル世界株式ファンド NF
個別運用商品の名称	主な投資対象							
ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド A コース限定為替ヘッジ (野村 SMA・EW 向け)	外国株式 (ヘッジあり)							
ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド B コース為替ヘッジなし (野村 SMA・EW 向け)	外国株式 (ヘッジなし)							
キャピタル世界株式ファンド NF								

新	旧
ラップ信託約款（遺言代用信託約款）	
第 2 条（本信託契約の成立、本信託の効力の発生） 1. （省略） ①～②（省略） ③当初委託者は、（i）受託者から本信託契約の締結に係る申込み承諾の回答を受けた場合、<u>野村信託銀行株式会社の「普通預金約款（銀行代理店用）」</u>に基づく普通預金口座（以下、「野村信託銀行普通預金口座」といいます。）を開設し、（以下、省略） 第 6 条（受益者に関する事項） 1.～7. （省略） 8. （前略）、第 6 項の定めに基づく第二受益者の指定の解除及び新たに受益者となるべき者（この場合における新たに受益者となるべき者は遺言指定受益者としします。）の指定とあわせて、これを行うものとしします。（以下、省略） 9.～10. （省略） 第 8 条（信託の公示等） 1.～2. （省略） 3.前二項に基づき信託の登記または登録をする場合で、信託の登記または登録に委託者または受益者もしくは第二受益者の協力が必要な場合は、委託者及び受益者は合理的な範囲で受託者に協力するものとし、<u>当初委託者</u>は、第二受益者をして受託者に協力させるものとしします。 4.～5. （省略） 第 11 条（信託財産の運用） 1.～2. （省略） 3.（前略）なお、<u>受益者</u>が信託財産の運用対象を変更するときは、あらかじめ受託者の承諾を得なければならないものとしします。 4.（省略） 第 32 条（信託の計算に係る報告書の作成・交付） 1.（省略） 2.（前略）、受託者は、（中略）、兼営法第 2 条第 1 項で準用する信託業法第 27 条第 1 項に定める信託財産状況報告書の交付及び信託法第 37 条第 3 項に定める報告を行わないものとし、これについては、受益者は本書上で承諾しているものとしします。 第 35 条（契約の変更） 次条の定めに基づく場合を除き、信託法第 149 条の定めにかかわらず、本信託契約は変更することができないものとしします。	第 2 条（本信託契約の成立、本信託の効力の発生） 1. （省略） ①～②（省略） ③当初委託者は、（i）受託者から本信託契約の締結に係る申込み承諾の回答を受けた場合、「<u>野村信託銀行普通預金（銀行代理店用）規定</u>」に基づく普通預金口座（以下、「野村信託銀行普通預金口座」といいます。）を開設し、（以下、省略） 第 6 条（受益者に関する事項） 1.～7. （省略） 8. （前略）、第 6 項の定めに基づく第二受益者の指定の解除及び新たに受益者となるべき者（この場合における新たに受益者となるべきものは遺言指定受益者としします。）の指定とあわせて、これを行うものとしします（以下、省略） 9.～10. （省略） 第 8 条（信託の公示等） 1.～2. （省略） 3.前二項に基づき信託の登記または登録をする場合で、信託の登記または登録に委託者または受益者もしくは第二受益者の協力が必要な場合は、委託者及び受益者は合理的な範囲で受託者に協力するものとし、<u>委託者</u>は、第二受益者をして受託者に協力させるものとしします。 4.～5. （省略） 第 11 条（信託財産の運用） 1.～2. （省略） 3.（前略）なお、<u>委託者</u>が信託財産の運用対象を変更するときは、あらかじめ受託者の承諾を得なければならないものとしします。 4.（省略） 第 32 条（信託の計算に係る報告書の作成・交付） 1.（省略） 2.（前略）、受託者は、（中略）、兼営法第 2 条第 1 項で準用する信託業法第 27 条第 1 項に定める信託財産状況報告書の交付及び信託法第 37 条第 2 項に定める報告を行わないものとし、これについては、受益者は本書上で承諾しているものとしします。 第 35 条（契約の変更） 信託法第 149 条の定めにかかわらず、本信託契約は変更することができないものとしします。
第二受益者による表明保証・承諾・約束	
（5）私は、以下の書面の交付を要しないことをあらかじめ承諾します。 ①兼営法第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条（信託財産に係る行為準則）第 3 項に定める書面 ②～③（省略）	（5）私は、以下の書面の交付を要しないことをあらかじめ承諾します。 ①兼営法第 2 条第 1 項にて準用する信託業法 29 条（信託財産に関する行為準則）第 3 項に定める書面 ②～③（省略）
損失の危険に関する事項	
4. 本信託に係る重要事項	4. 本信託に係る重要事項

新	旧
(前略) 受託者が、遺留分減殺請求がなされたことを知ってから 6 ヶ月たっても価格弁償が行われなかった場合、受託者は本信託契約の全部を解約し、金銭を供託することをもって受益者への交付に代えることができます。なお、金銭を供託することができないと受託者が判断した場合は、本信託契約に基づき金銭を管理・運用することができます。(以下、省略)	(前略) 受託者が、遺留分減殺請求がなされたことを知ってから 6 ヶ月たっても価格弁償が行われなかった場合、受託者は本信託契約の全部を解約し、金銭を供託することをもって受益者への交付に代えることができます。なお、金銭を供託することができないと受託者が判断した場合は、本信託契約に基づき金銭を管理することができます。(以下、省略)
野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 投資一任契約約款	
第 2 条 (定義) 本約款において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによります。 ①～⑥ (省略) ⑦野村 SMA 専用投資信託 もっぱら野村 SMA 取引において利用されることを目的として用意された、<u>国内外の株式、債券、REIT、それら以外の商品 (オルタナティブ等) に投資する投資信託</u>をいいます。 ⑧～⑯ (省略) 第 6 条 (投資の方法及び取引の種類) 1.～5. (省略) 6.個別運用商品の名称及び主な投資対象は、<u>当社が別に定める野村 SMA 個別引用商品一覧</u>のとおりとします。 (以下、表を削除)	第 2 条 (定義) 本約款において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによります。 ①～⑥ (省略) ⑦野村 SMA 専用投資信託 もっぱら野村 SMA 取引において利用されることを目的として用意された、<u>第 6 条第 6 項に掲げる表で定められる投資信託</u>をいいます。 ⑧～⑯ (省略) 第 6 条 (投資の方法及び取引の種類) 1.～5. (省略) 6.個別運用商品の名称及び主な投資対象は、<u>次に掲げる表</u>のとおりとします。 <u><個別引用商品の名称、主な投資対象></u> (表省略)
料率表	
①～② (省略) 1.経常的な信託報酬の取扱い 2.～3. (省略)	①～② (省略) 1.経常的な料金の取扱い 2.～3. (省略)
停止条件付野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 投資一任契約約款	
第 2 条 (定義) 本約款において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによります。 ①～⑥ (省略) ⑦野村 SMA 専用投資信託 もっぱら野村 SMA 取引において利用されることを目的として用意された、<u>国内外の株式、債券、REIT、それら以外の商品 (オルタナティブ等) に投資する投資信託</u>をいいます。 ⑧～⑰ (省略) 第 6 条 (投資の方法及び取引の種類) 1.～5. (省略) 6.個別運用商品の名称及び主な投資対象は、<u>当社が別に定める野村 SMA 個別引用商品一覧</u>のとおりとします。 (以下、表を削除)	第 2 条 (定義) 本約款において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによります。 ①～⑥ (省略) ⑦野村 SMA 専用投資信託 もっぱら野村 SMA 取引において利用されることを目的として用意された、<u>第 6 条第 6 項に掲げる表で定められる投資信託</u>をいいます。 ⑧～⑰ (省略) 第 6 条 (投資の方法及び取引の種類) 1.～5. (省略) 6.個別運用商品の名称及び主な投資対象は、<u>次に掲げる表</u>のとおりとします。 <u><個別引用商品の名称、主な投資対象></u> (表省略)

以上